

産業構造審議会商務流通情報分科会第1回製品安全小委員会

議事録

日時：平成25年12月5日(木)10:00～12:00

場所：経済産業省別館3階312共用会議室

議題：

1. 製品安全における技術基準体系の見直しについて
2. リコール情報の周知に向けた取組について
3. 製品安全政策の取組状況について
4. その他

議事概要

1. 製品安全における技術基準体系の見直しについて

○岡部製品安全課長　それでは、時間になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会第1回製品安全小委員会を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、まず寺澤商務流通保安審議官より一言ご挨拶を申し上げます。

○寺澤商務流通審議官　商務流通保安審議官の寺澤でございます。本日は、よろしくお願ひします。

今日は、皆様お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。皆様におかれましては、平素より製品安全行政について深いご理解とさまざまなご支援をいただきまして、ありがとうございます。心より御礼を申し上げます。製品安全小委員会の開催に当たり、一言ご挨拶をさせていただきます。

皆さんご案内かもしれませんが、本年、産業構造審議会全体の全面的見直しがございます。その関係で、本委員会についても組織と委員構成の見直しがございました。ただ、製品安全分野におけるこの小委員会のミッションと重要性というのは、全く変わらないどころか一層高まっているというふうに確認しております。本日は、まさに新しくスタートする製品安全小委員会の第1回会合でございます。

そうした中で、今日のテーマは2つございます。1つは、製品安全分野における技術基

準体系の見直しでございます。技術基準というのは、当然製品安全を確保するために必要でございますけれども、同時に産業活力を生かすという視点も重要だと思っています。そうした観点から、ご案内のように、まさに来年の1月1日から、いよいよ電気製品について性能規定化が始まるということになるわけでございます。性能規定化になりますと、ご案内のとおり、いろいろな設計の自由度は相当増します。また、国が基準をつくる前から新しい製品を投入できるということで、産業活力のためには非常にプラスだろうというふうに考えております。他方で、企業がみずから技術基準に適合することを立証するのも、企業によっては大変な部分があるのも事実だと思います。そのため、私どもとしては、技術基準の適用について、それを確認するための整合規格という整備を進めていきたいというふうに思っております。これが1つ目のテーマです。

2つ目のテーマが、リコール製品の周知徹底に向けた取り組みでございます。残念なことではございますけれども、本年2月にTDK製の加湿器を火元とする火災によって、5名の方がお亡くなりになるという痛ましい事故がございました。このようにリコールを実施中に、まだ回収修理されていないリコール未対策品を原因とする重大事故というのは、年間100件以上発生しております。私も着任以来、毎週、製品安全については報告を担当部局からもらうのですが、リコールしているにもかかわらず回収率が相当低いものが結構ございます。実際、工事をやっているとかいうのは回収率とか対策率は非常に高いのですが、普通の流通に行ってしまうというものについては、なかなか回収率が上がってこないということでございます。

これは長年の懸案ではございますけれども、こういうリコールの対象の製品について周知徹底をどう進めるのか。さらに、消費者の方にそれを知ってもらって動いてもらう、行動してもらうということが非常に重要なのでございますけれども、1億2,000万の広い日本のマーケット、流通に散ってしまった製品について、どうやって認識してもらうのか、どうやって行動してもらうのか。これは相当程度知恵が必要ですし、知恵に加えていろいろな関係者のご協力が必要ということだろうと思います。ぜひこの小委員会でもいろいろなお知恵をいただくとともに、関係業界の方がいらっしゃるものですから、ぜひ全面的なサポートをお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、私どもとしては、消費者目線に立った製品安全行政を進めることが非常に重要だと思いますし、先ほどの点も含めて、消費者の皆様あるいは企業の皆様に、広く製品安全文化を浸透するということが非常に重要だと思います。そのために、

今日、消費者庁にも来てもらっていますけれども、消費者庁とも連携しながら製品安全行政を進めていきたいと思えます。今後ますます皆様のお知恵とご支援をちょうだいできればと思えます。今日は、ぜひ活発な意見をちょうだいできれば幸いです。本日は、よろしくお願ひいたします。

○岡部製品安全課長 申しおくれましたが、今回第1回ということで委員長を選任を行わなくてはなりませんので、それまでの間、私、製品安全課長の岡部のほうで進めさせていただきます。

次に、委員のご紹介をさせていただきます。

お手元にございます委員名簿に沿って、委員の皆様方をご紹介させていただきますと思えます。

まず、宮村鐵夫委員。

○宮村委員 宮村です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡部製品安全課長 青山理恵子委員。

○青山委員 青山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡部製品安全課長 井上淳委員。

○井上委員 井上です。よろしくお願ひします。

○岡部製品安全課長 大河内美保委員。

○大河内委員 大河内です。よろしくお願ひします。

○岡部製品安全課長 大崎博之委員。

○大崎委員 大崎です。よろしくお願ひいたします。

○岡崎 岡嶋昇一委員の代理として、金谷様にご出席をいただいております。

○岡嶋委員（金谷代理） 金谷です。よろしくお願ひします。

○岡部製品安全課長 小野裕嗣委員。

○小野委員 小野でございます。よろしくお願ひいたします。

○岡部製品安全課長 郷原信郎委員でございます。

○郷原委員 郷原です。よろしくお願ひします。

○岡部製品安全課長 佐々木定雄委員。

○佐々木委員 佐々木でございます。よろしくお願ひします。

○岡部製品安全課長 高橋晴樹委員。

○高橋委員 高橋でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○岡部製品安全課長 水流聡子委員。

○水流委員 水が流れると書きまして水流（つる）といいます。よろしくお願いいたします。

○岡部製品安全課長 東嶋和子委員。

○東嶋委員 東嶋です。よろしくお願いいたします。

○岡部製品安全課長 長岡正伸委員。

○長岡委員 長岡です。よろしくお願いいたします。

○岡部製品安全課長 長田三紀委員。

○長田委員 長田でございます。よろしくお願いいたします。

○岡部製品安全課長 野坂雅一委員。

○野坂委員 野坂です。よろしくお願いいたします。

○岡部製品安全課長 松本恒雄委員。

○松本委員 松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○岡部製品安全課長 山本修委員。

○山本委員 山本でございます。よろしくお願いいたします。

○岡部製品安全課長 なお、岡本満喜子委員におかれましては、本日、ご欠席いただいております。

次に、オブザーバーの皆様方をご紹介させていただきたいと思います。

日本百貨店協会の小豆澤常務理事。

○オブザーバー（小豆澤） 小豆澤です。よろしくお願いいたします。

○岡部製品安全課長 一般社団法人全国中小貿易業連盟・伊藤理事長におかれては、遅れてご参加でございます。

全国電機商業組合連合会・北原会長。

○オブザーバー（北原） よろしく申し上げます。

○岡部製品安全課長 一般社団法人日本ガス協会・田邊常務理事。

○オブザーバー（田邊） 田邊でございます。よろしくお願いいたします。

○岡部製品安全課長 一般社団法人日本リユース機構・波多部代表理事。

○オブザーバー（波多部） 波多部でございます。よろしくお願いいたします。

○岡部製品安全課長 一般社団法人ジャパン・リサイクル・アソシエーション・藤田代表理事。

○オブザーバー（藤田） 藤田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡部製品安全課長 委員長につきましては、委員の皆様方にはご内諾をいただいているところではございますけれども、宮村委員にお願いしたいと思ひます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、宮村委員長に一言ご挨拶をいただきますとともに、以後の議事進行をお願いしたいと思います。

宮村委員長、よろしくお願ひいたします。

○宮村委員長 それでは、改めてご挨拶させていただきますけれども、新しい小委員会に変わって委員長を引き受けさせていただきます。よろしくお願ひしたいと思います。

今までの委員会におかれましても、製品安全のネットワークを構築するに当たりまして、事業者、消費者、そして規制当局の皆様が、一種のトライアングルをしっかりと組み取られてきたというふうに感じております。しかし、最近の世の中の動きをみてみますと、特に事業の拡大の方向などをみてみますと、グローバル化ということで、一つは地理的な拡大というものがあります。もう一つは、事業の進め方でもナショナルブランドからプライベートブランド、かなり垂直統合の方向も変わってきているということです。そしてまた、いろいろな分野に進出していくという意味で、製品ポートフォリオといいますか、各種の品物をつくっていろいろな市場にアタックしていくというような形で、今までにない形の変化が非常に早く進んでいる。そうすると、今まで進めてきたトライアングルの構造というものも非常に大きな変化が起きて、それに対応していかなきゃいけないと感じております。

そういうお話で先ほど審議官さんのほうから一つあったのが、リコールしても回収の情報が届かないとか、そういう情報の共有をどう進めていくか。そこが非常に大きな問題になっていると思ひますので、そういう面について、それぞれのご専門の立場から積極的なご意見を拝聴させていただいて、今後の製品安全の方向をしっかりと見きわめて進んでいきたいと思ひますので、引き続きご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議事に進んでいきたいと思ひますが、その前に、まず定足数について改めて確認をさせていただきます。本小委員会は、委員の出席者が、先ほどご紹介ありましたように過半数を超えておりますので、成立しているということを確認したいと思ひます。

次に、委員の皆様方に本小委員会の公開についてお諮りしたいと思ひます。

本小委員会につきましては、産業構造審議会の規定に基づきまして、公開という形で議論を進めていきたいと思っております。なお、議事要旨につきましては、小委員会終了後速やかに公開、議事録については委員の皆様方のご確認を得た上で公開、また資料につきましても、原則公開したいと考えております。よろしく申し上げます。

それでは、今のような議事で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

次に、配付資料の確認を事務局のほうからお願いしたいと思っております。

○岡部製品安全課長 配付資料につきましては、お手元の資料の2枚目に配付資料一覧というのがございます。資料1から資料10までございます。もし不足、乱丁などございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局のほうにお知らせいただければと存じます。

○宮村委員長 では、資料についてはよろしいでしょうか。また、不足がありましたら、逐次お願いしたいと思っております。

それでは、議事に入りたいと思っておりますが、まず議題1です。製品安全における技術基準体系の見直しについて、初めに①電気用品の性能規定化について、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○岡部製品安全課長 それでは、まず電気用品の性能規定化についてご説明をさせていただきます。資料1から3を使ってご説明をしたいと思っております。

まず、資料1をごらんください。

電気用品安全法におきましては、技術進歩あるいは新製品の開発に柔軟に対応できるようにするというところで、これは既に前回のこの小委員会でもご紹介をさせていただいてきたと存じますけれども、品目ごとに技術基準の詳細を定めております現行の仕様規定を改めまして、電気用品の安全に必要な性能を定めた性能規定とする改正を行いまして、7月1日に技術基準省令を公布いたしまして、先ほど寺澤商保審のほうから紹介しましたように、1月1日からいよいよ施行するというところでございます。省令そのものにつきましては、参考1-1という形でつけておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。この改正によりまして、材料の規格、数値等の詳細につきましては、事業者みずからが技術基準への適合性を判断できるというような仕組みに変わることになっております。

この資料の背景のところでございますが、日々進化します技術、新製品、あるいは国際的な規制動向、こういうものにこれからは迅速に対応ができていくのではないかというふうに考えております。

この技術基準の性能規定化でございますけれども、この資料の右側でございますように、

安全保安上不可欠な性能に限定しまして、一般要求事項、危険源に対する保護などについて定めるものということにしております。本改正によりまして、事業者は所定の安全性能を満たせば足りるということになりまして、設計の自由度が大きくなり、迅速に商品開発が可能になるというふうに考えております。

ただ一方で、この性能規定化というのは、事業者の方の責任というのが非常に重要になってくると考えております。開発に当たりまして、十分なリスクアセスメントを実施するであるとか、あるいは事故などの問題が起きた場合に、再発防止策を安全原則に基づいて検討する、こういった自己責任の重要性というのがますます高まる仕組みだというふうに考えております。

なお、事業者が性能規定化された技術基準を満たす目安として使えるようにということと、当分の間は、現在技術基準省令に書いてあります仕様規定、これを通達の形で示していきたいというふうに思っております。これにつきましては、次の資料でまた詳しくご説明をさせていただきます。

今後の課題としましては、今回の性能規定化で見送りました4つの項目がございます。光であるとか音響の危害防止、組み込みソフトの安全性、電磁的妨害となる放射の制限、生物学的ハザード、こういったものにつきましては今後追加を検討してまいりたいというふうに考えております。

もう一点、これも大きな課題でございますけれども、品目指定につきまして大括り化というのを検討していく予定にしております。現在の規制品目は政令で定めておりますけれども、非常に細くなっているものもあれば、あるいは品目と品目のはざまに落ちてしまって対象となっていないというようなものもございます。こういったことに対応するために、品目の指定について大括り化というのを今後検討していきたいというふうに考えております。

資料2のほうをごらんいただきたいと存じます。

こちらの右下の図をごらんいただきたいと思っておりますけれども、右下の図の現行と改正後の説明をさせていただきます。現行につきましては、こちらに書いてありますように、技術基準におきまして細々と仕様を規定しているところでございます。これは技術基準として性能規定をするという右側の改正に移るわけでございますけれども、当面、現在の仕様規定というものを、例示の基準といたしまして、通達ということで残していくということにしております。ただ、これは過渡的な措置だというふうに考えております。現在の技術

基準の中でも、国際規格に準拠した基準という、いわゆる2項基準というものを定めております。こちらに相当するものをだんだんと増やしていこうというふうに考えておりました、これをJ I Sなどの公的規格、こういったもので積極的に取り込んでいくということで、技術基準に定められた要求事項を満たすもの、この項目を具体化した整合規格として整備を進めていこうということにしております。

この整合規格につきましては、国際規格を反映させたJ I Sなどの公的な規格を取り入れていくということで、国際的な技術動向を反映していくということも可能となりますし、また一方で、新しい技術、製品、こういったものを反映させたJ I Sなどの公的規格を整合規格として整備することによりまして、これを足がかりにして我が国初の国際規格の提案ということにも貢献できるのではないかと考えておるところでございます。

今回、性能規定化をいたしまして製品をつくっていただく、輸入していただくという上で、2つのルートを考えております。技術基準適合のためにこの2つのルートがあると思っております、1つにつきましては自己適合証明でございます。こちらにつきましては、性能規定について事業者みずからが、客観的データに基づきまして適合性を確認するというものでございます。設計ごとに要求性能を満足していることを事業者の方に確認をしていただくということにしております。参考3-3のほうに、これに必要であろうという技術的な資料、このぐらいの技術的な資料は用意をして確認をしていただきたいというものを掲げております。

(2)にございます整合規格は、いわば従来でいう仕様規定とは若干異なっている面がございます。といいますのは、J I Sなどの公的規格を取り込むことによりまして、国際的に整合した規格を例示として挙げていくということで、具体的な寸法、形状、試験方法、こういったものがこの整合規格として提示され、これに適合することによって技術基準への適合を確認できると、こういったような仕組みを用意したいというふうに考えております。

この整合規格につきましては、右上の図のほうにございますように、おおむねこの3年ほどかけて整備を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

次に、資料3のほうをごらんいただきたいと思っております。

この整合規格というものを認めていく上で、こういったやり方で認めていきたいというものでございます。整合規格の原案につきましては、民間の皆様におきまして原案作成をしていただきたいというふうに考えております。その提案を受けまして、下の図にあるよ

うに、国のほうで技術審査、整合規格として十分なものであるかどうかという確認を行わせていただくと。技術審査につきましては、独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）さんのほうに依頼をして審査を行うということにしておりますが、この整合規格につきましては、参考3-2の別添2のほうに審査基準というものを例示しておりますけれども、ただ単に技術的に適合しているかどうかということだけではなくて、整合規格として皆さんに使っていただく規格でございますので、規格の策定プロセスの公平性であるとか公開性であるとか、こういったところも含めて整合規格等として、適当であるかどうかというのを国で確認をしていくということにしております。

国で整合規格を確認するに当たりまして、専門家の皆様のご意見をいただきながら確認をしていきたいと考えておりまして、これがこの資料3の右側でございますように、本小委員会の下に電気用品整合規格検討WGを設置させていただきまして、電気用品の分野であるとか、国際標準化に詳しい方、あるいは認定・認証に詳しい方、リスクアセスメントに詳しい方、電磁関係の干渉などに詳しい方、消費者の観点からごらんいただく方、こういったような10名前後の専門家の方々にお集まりいただいて、整合規格としてふさわしいものであるかどうかというところの確認というものを行っていただきたいと考えております。本日の小委員会でWGの設置をお認めいただきましたら、年明けに第1回を開きまして、具体的な整合規格の確認の作業というものに入っていききたいと考えております。

簡単でございますけど、私からの説明は以上でございます。

○宮村委員長　　どうもありがとうございました。

大崎先生を中心に電気用品の性能規定化を進めてきていただいたわけですが、ほぼそれも来年の1月から実施できると、そういう体制に進んできたということです。今のご説明につきましてご意見がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。ご質問、ご意見ある方は、ネームプレートを立てかけて示唆していただくとありがたいと思ひますので、よろしくお願ひします。ございませぬか。

では、大崎先生どうぞ。

○大崎委員　　電気用品の技術基準の性能規定化については、私自身もこれまでいろいろと、また深く作業にかかわらせていただきました。長年の課題であったことがようやく1月1日の施行まで来たということで、たいへん結構なことと思ひます。また、この過程で、国、規制当局と民間との間で協力していろいろ作業をしてきました。今後は、先ほどもお話がありましたように、製造メーカー、輸入業者等の側の自由度が増すと同時に責任も伴

うこととなりますので、そこはいま一度しっかりとそれぞれの立場で考えていくことが大事だろうと思っております。

また、整合規格の技術基準適合確認については、今後の当初作業がかなり多いのではないかと、立ち上げ段階における整合規格の技術基準適合の確認の作業が多いのではないかと、思いますので、その辺のスピードアップと申しますか、できるだけ早期にそういうものを進めるような体制をしっかりとつくっていただきたいと思っております。

また、整合規格だけでなく、資料2で出ています技術基準適合のための2つのルートのもう一方の、従来の技術基準には含まれない技術内容の製品の自己適合証明のほうは、今後どの程度出てくるのか、私自身は今のところよく予想できませんが、そちらについても、基本は事業者側、製造メーカー等が自己適合証明の責任をもつこととなります。それが本来の性能規定化された技術基準に合致しているかどうかという確認も、試買試験等、どこかの段階で必ず必要になってくると思っておりますので、その辺のプロセスにつきましても、ぜひ今後ご検討いただければと思っております。

以上でございます。

○宮村委員長　　どうもありがとうございました。

それでは、青山さん。

○青山委員　　大崎先生とかぶるかもしれませんが、この規格については数年前から地道な検討を続けられてきたということで、何回か中間報告的なことをいただいて、皆さん大変だなというふうに思っておりました。ぜひ現場で混乱のないような形で、きちんと1月1日施行ということでやっていただければありがたいと思います。

まず、消費者の立場からいえば、自己適合証明にしても、あるいは整合規格にしても、とにかく安全が担保されて初めてこれが機能するのだということをぜひ事業者の方々にはご認識いただきたいと思っておりますし、また自己適合証明については、どういう要求性能を満足しているとか、その確認はどこでどういう形でなさっていただけるのか、その辺どういうお考えをおもちなのか、お聞かせいただければありがたいと思います。

以上です。

○宮村委員長　　事業者の方への確認ですね。もしお答えしていただくことができれば一可能ですかね。では、また後ほどでもよろしいですかね。

ほかに、何かございますでしょうか。特に1月1日からの立ち上げは、業務量はふえても大丈夫だという。先ほどの、そういうご心配ですよね。問題ないですね。

○岡部製品安全課長 私どもも、それから技術審査を行ってもらうNITEのほうも、これまで何年もかけて検討をしてきておりますし、あと、事業者の皆様方のほうからのご提案というの、1月1日になったから突然皆さんでどんと来られるということでもないというふうに思っておりますので、そこは万事遺漏なきよう取り組んでいきたいと思っております。

○宮村委員長 スムーズに立ち上げて、1月1日からはしっかり対応できるということですので、ご安心くださいというお話です。

先ほど大崎先生のほうからもありましたけれども、自己認証のときのプロセスをはっきりしてくださいというところですね。そういうところもぜひ事業者の方をお願いしたいところなのですが、なぜ適合しているのか、ちゃんと検証可能なような形でプロセスを透明にしておいていただけると、それは結局事業者の方にも有効になると思いますので、そういうような考え方をご理解していただきたいと思います。こういう変化に対応して新しい技術も取り入れられると。そして事業を発展されていくのにも、製品安全にも役立つような体制を整えてきた、そういうねらいがありますので、そういうところをよく理解していただいて対応していただければありがたいと、そういうふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

特にほかになれば。――では、どうぞ。遠慮なく挙げていただいて結構です。

○長田委員 今回初めて私は参加をさせていただいております。お話を伺っております、自由な設計ができる、とてもいいことがいっぱいあると思うのですが、安全性、今回このところでご自身で検証されるにしろ何にしろ、そのときには想定できなかったということがあるのではないかと思いますので、この後フォローをしながら、その新しい技術の安全性というのは、ぜひ経済産業省のほうでもフォローしていただきたいなと思ひますし、それが事故につながらないようにぜひというふうに思ひしております。

○宮村委員長 何かございますか。

○岡部製品安全課長 1つには、自己適合を宣言されてこられる方については、しっかりとやっけていただく。それと、国のほうでこれからやっけていくことというのは、例えばOPSEにつきましては、完全に自分で確認していただいて、自分できっちり証拠となるものも保管していただくというやり方でございます。その時点では、国が一つ一つの商品を確認するということにはございませぬけれども、私どもがふだんやっけておりますのは、一つに試買テストでございまして、これは市場で売っているものを買っけてきて、それがきち

んと技術基準を満たしているのかどうかを確認させていただいて、もしそれが適合していないということであれば、そこを修正するなり、あるいはその商品を回収していただくなり、なかなかその命令、指示に従っていただけない場合には法的な措置というものをとっていくという仕組みになっております。

試買テストというのは、普通にマーケットからランダムに買っていくということだけではなくて、一般の方からいろいろとこの商品はおかしいのではないかとというようなご指摘をいただいて、それを踏まえて我々のほうで調査させていただくというやり方もっておりますので、しっかりとマーケットのほう、監視というものはやっていきたいと考えております。

○宮村委員長 事後的な対応はかなり以前に比べて強化されてきて、そういう体制も整えているということですので、またいろいろご意見ありましたらよろしくお願ひしたいと思ひます。

野坂先生、どうぞ。

○野坂委員 質問があります。資料1の「今後の課題」のところ、安全4項目の追加検討、「今後検討」とありますけれども、どういうスケジュール感で考えていらっしゃるのかということです。

また、品目指定についての大括り化のことも課題として挙がっていますが、これは今後設置されるWGの検討テーマなのか、それとも、また別途、改めて役所のほうで検討されるのか、教えていただければと思ひます。

○岡部製品安全課長 まず、第1点の安全4項目の追加検討でございますけれども、これはまさに検討しておるところでございますし、国際的にも、必ずしもこの分野について規格が整備されているわけではないということでございますので、どのタイミングで実際にやっつけけるのかというのは、正直なところ、明確にこの時点からというのをもっているわけではございませんが、課題としましては、まず品目の大括り化に取り組んだ上で、並行して安全4項目の追加検討を行っていくという作業にしたいと思っております。

その前に、整合規格の整備というものも進めていくつもりでございますので、早くても3年後、4年後、時間感覚でいうとそういったようなタイミングになっていこうかと思ひます。

それから、品目の大括り化についてでございますけれども、本日設置のお願いをいたしましたWGにつきましては、あくまでも整合規格の適合の確認というところをミッションとし

ていただこうと考えておりました、それとはまた別の場で、この大括り化については検討の場というものをつくっていきたいというふうに考えております。

○宮村委員長　今後のことについて少し時間が必要だということで、整合規格のほうを先に検討を進めていると、そういうスケジューリングのようですが、よろしいでしょうか。水流先生、どうぞ。

○水流委員　少し質問なのですが、特に長期使用製品に関して、ユーザーの手に渡った後でのメンテナンスであるとか故障修理のときの要件等については、性能規定の中に、そういったユーザーに渡された後の関係性も含めて何か規定される形をお考えなのでしょうか。

○岡部製品安全課長　この性能規定の範囲につきましては、具体的に製品をつくる時、その製品が備えていなくてはならない要件というのを定めておりますので、売った後のフォローにつきましてはこの部分には入っておりません。ただし、資料1の右側の一番下のところをごらんいただくと、「第5章表示等」というところの②に書いてございますように、長期使用製品安全表示制度については、表示をしてくださいという旨の規定は技術基準に残します。それ以外の出回った後のフォローとか修理、こういったものに関しては、今回のこの技術基準の中には入っておりません。

○水流委員　そうしますと、例えば設計のところ、修理であるとかメンテナンスであるかと、そういうことを安全にするためとか、人によって修理方法とかそういったものがばらつかないようにするための、もともとの製品の設計というような工夫は若干あると思うのですが、そのあたりは逆に入るというふうにみてもいいのですか。

○岡部製品安全課長　製品そのもののリスクアセスメントというのは、各事業者の方に十分やっていただくという思想になっております。あとの修理のところにつきましては、製品によっていろいろと違うかと思えますけれども、製品によっては別の法律の体系の中で、修理とかそういうものについて一定の資格をもった人が扱わなくてはいけないとか、そういうのを定めているものもございます。

○水流委員　大括りにしたものの品目の中で、長期使用製品であるとかメンテナンス、修理といったものが必ず発生するであろうというようなものについては、整合規格もしくはそれぞれの品目別というか、協議会であるとかそういったところがむしろ積極的に考えていくという形で、自社製品だけでなくその製品の協会としてそういうことを考えていただくという形になるんですね。

○岡部製品安全課長　各事業者あるいは事業者団体でそういうものを自主的に考えていただくというのもございますし、一方で、何か事故が起きてしまった場合につきましては、これはまた消費生活用製品安全法に基づきまして事故の情報をいただき、必要があれば、国のほうから回収であるとか修理、こういったことの命令もかけられるような法体系になっております。

○宮村委員長　範囲をはっきりさせるというのは難しいところがあると思いますが、そういうグレーゾーンについていろいろ確認していただきましたので、ぜひ今後の方向とか、さらにブラッシュアップをするときに参考にさせていただければありがたいと、そういうふうに思いますが、ほかにございますか。一特にございませぬようですね。

では、貴重なご意見、どうもありがとうございました。

先ほどご説明がありましたように、資料3に記載があります電気用品整合規格検討WGを本製品安全小委員会のもとに設置して、整合規格原案を評価していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、事務局のほうにおかれましては、このWGでの検討結果につきましても、小委員会へのフィードバックをよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、②ガス用品等の技術基準体系の見直しにつきまして、事務局よりご説明をお願ひしたいと思ひます。

○岡部製品安全課長　それでは、資料4をごらんください。

先ほどご説明しました電気用品の技術基準体系の見直しと同様の見直しというものを、ガス用品についても考えていきたいというふうに思っております。仕組みとしては、電気用品と同じように現行細かく仕様規定になっている技術基準省令を、安全確保のために必要な性能を示すという技術基準に変えた上で、例示となるようなものについては整合規格というもので整備をしていくという考え方でございます。

ガス用品につきましては、電気用品と比べまして検討のスタートは若干遅くなっておりますけれども、資料4の後ろにつけております参考資料4-1でございます「ガス用品等における技術基準体系等の見直し作業スケジュール」、こちらのほうをごらんいただきたいと思ひますけれども、24年度から具体的な検討に入ってきておりまして、24年度に全体コンセプトとアクションプランを策定いたしまして、本年度25年度、技術基準省令の性能、

どういう性能を規定すべきかというような検討を行っているところでございます。

今後でございますけれども、来年度に省令の改正作業に入りまして、27年度に技術基準省令を公布、施行を28年度内にというふうに考えております。電気用品の場合とスケジュール感が違っているところがございます、スタートは電気に比べて遅れたわけでございますけれども、整合規格の整備を終えるタイミングとしては、電気と同じか、あるいは若干電気よりも早くなるかもしれないかなというところで検討を進めております。

といいますのは、1つには、電気用品に比べましてガス用品の品目数が少ないということで、整合規格の整備にかかる時間というものもそれほどかからないのではないかなというふうに考えておりますので、この技術基準省令の施行につきましても、電気用品のほうは、公布後半年で施行した上で、その後整合規格を整備いたしますけれども、ガスにつきましては、整合規格の整備を進めまして、整合規格の公表と同時に技術基準省令の施行というような形でやりたいと考えております。

簡単でございますけれども、以上でございます。

○宮村委員長　ご説明ありがとうございました。

電気用品に比べて、その経験も踏まえてだと思えますけれども、同時に省令と整合規格を立ち上げると、そういうスピード感をもって進めていくというスケジュール等についてご説明いただきました。

ご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

では、松本先生どうぞ。

○松本委員　先ほどの水流委員のご質問とも絡んでくるのですけれども、ガス製品のほうが、電気用品よりは購入後使用中のメンテナンス、ユーザーの注意すべき程度がちょっと高いのではないかなという気がいたします。その関係で、電気用品に関する参考1-1の新たな性能規定の4条というので、「通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるもの」というのは、使用者の使用の形態とか、途中で何かトラブルが発生した場合等のことは、括弧に入れて「理想的な形で使っていれば」というところなのか、そのあたり判断が難しいかなと思うのですが、どのように考えておられるのでしょうか。

○岡部製品安全課長　使用方法については、理想的な状態で必ずしも使われるわけではないというふうに考えております。これは現在でも同じかとは思いますが、ある意味、通常想定されるような誤使用であるとか使い方というものを想定した上で製品の開発を行っていくということだと思います。先ほども申し上げましたように、リスクアセスメ

ントというものを十分にやっておく。そのリスクアセスメントの中には、通常想定されるような誤使用みたいなものも含めて、それに対応するような内容の安全性能というものを確保していただくということになるかと思えます。

○宮村委員長　よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

それでは、東嶋さんお願いします。

○東嶋委員　ご説明ありがとうございました。東嶋と申します。

私も、電気用品とガス用品の違いとか、どういった違いに気をつけてつくっていらっしやるのかをお伺いしようと思ったのですが、今リスクアセスメントの点ということでよくわかりました。

基本的なことでも恐縮なのですが、電気用品とガス用品というのは、使用しているエネルギー源によって分けているのですか。そうしますと、燃料電池とかはガス用品に入るのでしょうか。ご質問です。

○宮村委員長　品目の括りの話が関連してくるということですね。

○岡部製品安全課長　品目の括りのところでございますけれども、燃料電池につきましては、今私どものほうで定めておるものというのは、基本的には一般家庭で使われるようなものという考え方になっております。ですから電気用品についても、事業所で使うような大きなものというのはこの電気用品安全法の中には入ってこないということになりますけれども、まさに燃料電池につきましては、新しくできてきた製品でございます。その規制のあり方につきましては、私どもの世界のほうで扱っていくのか、あるいは産業保安というものもございますし、その辺は、現在は用品という形での規制というものはかかっていないということになっております。これは、今後一般家庭に浸透していくにつれて課題になっていく分野かと思えます。

○宮村委員長　よろしいですか。どうぞ。

○東嶋委員　わかりました。初めてだったので基本的なことがわからず恐縮だったので、エネファームなどは一般家庭に入っているもので、どっちのかなと素朴な疑問を抱いたものですから。承知しました、ありがとうございます。

○宮村委員長　品目指定についても恐らく今後重要になってくると思いますが、新しい製品が出てきたときにどう対応するかというような貴重なご意見で、ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

郷原先生。

○郷原委員　先ほど松本先生がいわれたことに関連するのですが、例えばガスの事故という、パロマの事故というのをいつも思い出すのですけれども、あの事故の場合というのは、製品の安全性が従来型の器具よりも高められた製品だったと思うのですね。そうであるために、逆にちょっとした故障が起きたときに、業者が行う改造が危険を生じさせたという事例だと思うのですけれども、基準の問題として考えたら、従来型でも基準を性能的には適合しているわけですから、その新製品は一層安全を高めたということで、より問題ないということになると思いますけれども、別の面で、その安全な機能によってまた別の危険が生じるということがあると思うのですね。そういう問題に対しては、この性能というのはどういうふうに対応することになるのでしょうか。

○宮村委員長　いかがですか。

○岡部製品安全課長　性能規定の中には、安全を確保していくということで安全を担保するという、まさにそれが求められる性能として書かれるわけですね。現在の仕様規定の中でも、例えば安全装置を容易に改造できないこととか、そういう形で盛り込まれていますけれども、性能規定の中でも同様に、レベルとしては、性能としては求められていきます。その点については、例えば新しい製品をつくるときに、従来製品からどこかを変えて新しい製品をつくるといったときには、そのつけ加えたことによって全体がどうなるのかということも含めて、もう一度全体のリスクアセスメントをやり直していただくということになるかと思います。

○宮村委員長　製造事業者のほうで改造を想定したリスクアセスメントをやると、今の答えはそういう意味ですか。

○岡部製品安全課長　はい、想定しているのは、具体的にいうと、例えば、パロマの事故を受けて現在技術基準を変えた部分というのは、安全装置については容易に手が出せないような構造にすること。そういうようなことを今度は事業者の方が、自己適合を確認していただくときにご自分で確認をしていただくということです。国は、もちろんマーケットに出た後の試買テストであるとか、その後でマーケットの監視というものを行っていくということになるかと思います。

○宮村委員長　よろしいでしょうか。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

今回も、品目とか安全が逆に不安全を招かないようにしていただきたいと、そういうご

意見をいただきました。どうもありがとうございました。

2. リコール情報の周知に向けた取組について

○宮村委員長　　では、次の議題に移りたいと思います。議題2 リコール情報の周知に向けた取り組みについて、事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○岡部製品安全課長　　それでは、資料5から資料8を使いましてご説明をしたいと思えます。

まず、資料5をごらんいただきたいと思います。

これは、今年の2月に長崎で起きた事故でございますけれども、TDK株式会社がつくりました加湿器が火元になりまして、グループホームで5名の方が亡くなられたという事故でございます。この事故を受けまして経済産業省といたしましては、危害防止命令というものを発動しまして製品の回収を命じたところでございますし、またTDKさんだけではなく、関係の流通事業者の方々にも協力を要請してまいったところでございます。現在、TDKは回収に努力してまして、毎月、私どものところに1カ月の回収状況の報告、あるいは措置の報告というものをさせていただいているところでございます。

この事故でございますけれども、火元となりました加湿器というのがリコール対象品になっていたものでございます。リコール中の製品が重大製品事故を起こすというのは、年間100件ほどございます。政府のほうに報告されます重大製品事故、死亡であるとか重傷、火災、一酸化炭素中毒、こういったものを引き起こした製品事故ではないかと疑われるものについての報告でございますけど、年間1,000件ほどございますけれども、その約1割がリコールの未対策品で発生をしていると。まさにこの加湿器の例というのはそういうものであったと思います。

ちなみに、この加湿器の回収率でございますけれども、事故が起きました直後で回収率を調べますと、2品目ほどございますけれども、それぞれ73%であるとか67%であるとか、比較的高い回収率であったわけでございますけれども、そういったもので、かつここ数年、事故が発生をしていなかったという中で起きた事故でございます。したがって、リコール中のものにつきましてはより一層力を入れていかななくてはならないということございまして、もう一つ事例をご紹介させていただきたいと思います。

資料6でございますけれども、これはまさに先週、危害防止命令を発動したものでございます。案件といたしましては、有限会社グローバルトラストが韓国から輸入した石油ストーブで、本体を転倒させたとき、あるいは地震が起きたときに自動消火機能が働かない

という技術基準違反があったものでございます。これは非常に重大な技術基準違反でございましたので、危害防止命令をかけたところであります。この輸入した会社につきましては、長らく連絡がとれておりませんでしたけれども、このストーブの販売は、書類等による確認はまだできておりませんが、ホームセンターのコーナンを運営されているコーナン商事株式会社のみ販売したとグローバルトラストから聞いているところで、対象製品を販売したコーナン商事株式会社では、平成25年4月から自主的にリコールを開始しているところでございます。

このリコールにつきましては、本来であれば、輸入事業者であるグローバルトラストが義務を負っているわけでございますけれども、そこの対応が未だされていないということでございますので、経済産業省といたしましては、消費者庁とも連携をいたしまして、全国の自治体にも協力を呼びかけて、消費者への注意喚起やストーブの回収等の周知について、まさに今取り組んでいるところでございます。この関係のプレスリリースについては、その後ろにつけております。グローバルトラストの件は、リコール情報をいかに消費者の方々に届けていくのかというところは非常に大きな課題だと思っております。

資料7のほうをごらんいただきたいと思います。

私どもとして、リコール情報の周知に向けた取り組みとしてこれまでやってきたことでございますけれども、まず製造事業者の方、輸入事業者の方、これはリコールについて一義的に責任をもっている方々でございますけれども、今回のTDKの事故をきっかけといたしまして、既にリコールを行われているものに対する取り組みの強化というものが必要であろうということで、私どものほうで、参考7-1-2に「リコール情報の周知に向けた取組を強化します」というプレスリリースをつけております。こちらもご参考にしながらみていただきたいと思いますけれども、輸入事業者、製造事業者の方に対しまして、この4月でございますけれども、再点検の呼びかけをしたところでございます。TDKの事故を受けまして、リコール未対策品でかつ重大製品事故をその後再発しているものにつきましては、事業者の方にヒアリングをしまして、再点検の実施状況というものを聞いた上で呼びかけをしたところでございます。

事業者の方々に対しまして個別ヒアリングを行いまして、一方、聞くだけではなくて、他社の有益な事例などもご紹介しながら、効果的なリコール対策の検討というものを指導させていただいているところでございます。この4月の要請の中でも、幾つか有効な事例ということで触れさせていただいておりますけれども、それ以外につきましても、私どもの

ほうでいろいろとご相談に乗って指導をさせていただいているところでございます。

参考7-1-1と書いてある資料をごらんいただきたいと思いますが、この4月26日に出したものの一部をご紹介します。「製品の特性を踏まえた効果的なリコールの取組」ということで、普通リコールをやるときには、新聞に社告を出すであるとか、テレビのCMを出すとかというようなやり方が一般的にやられているわけですが、製品の特性によって有益な取り組み方というのがあろうかというふうに考えております。

まず1つ目、販売ルート等に特徴のある製品。例えば家電製品などにつきましては、大手の家電の量販店の方々などは、ポイント制度で顧客情報と製品の情報が結びついておられるような方がいらっしゃいます。こういった販売事業者の方の協力を得て、周知するであるとか、あるいは消耗品や交換部品などがあるような製品につきましては、消耗品とか交換部品を利用してリコールの周知をしていくというようなやり方がございます。

2つ目は、主な使用者層が想定できるような製品でございます。これは、例えば乳幼児の用品などが例として挙げられるかと思えます。こういった乳幼児製品につきましては、保護者の方が多く集まるような場所、例えば保育園であるとか幼稚園であるとか、あるいは子育て世代がよく読まれる雑誌であるとか、こういったところを使いながらの周知などがございます。

(3)使用地域・場所に偏りのある製品についてでございますけれども、これは現に行われた電気こんろの回収の例でございますけれども、電気こんろでスイッチが誤って入ってしまうというような事故につきましては、こういったものは主にワンルームで使われることが多いということで、ワンルームの賃貸に多くあるであろうということで、ワンルーム賃貸業をされているような、あるいは管理を行っておられるような方々への周知というものを行ったり、あるいは地域的によく売れた地域があるといったような場合には、その地域に限定しての広告媒体などを使いながらリコール情報の周知を行っているというものでございます。

4番目でございますけれども、使用時期が限定される製品、これは季節製品でございます。エアコンであるとかストーブであるとか加湿器であるとか、こういったのはそのシーズンが本格化する直前ぐらいで周知を行うという、タイミングを図っていくということで効果を上げていこうというような取り組みがうまく成功しているような例がございまして、こういった例を皆様にご紹介しながら行っているというところでございます。

ちなみにでございますけれども、この参考7-1-1の右側のほうに、重大事故の発生頻度が高いリコール製品がございます。これは平成19年以降発生した重大製品事故のうち、リコールを行っていたものについて掲げたものでございます。多いものでは80件ほど起きているということでございます。こういった重大製品事故を多く発生してしまっている製品を優先しながら、事業者の方々といろいろとお話しをさせていただいた結果、右下のほうに書いてございますように、追加対策にいろいろと取り組んでいただいているところでございます。

ガス製品については、ガスの販売事業者の協力を得て、設置事業者の方がもっておられる設置リストというもので追いかけていくであるとか、あるいはちょっと変わった例でいうと、③でございますけれども、これは具体的にはアップルジャパンのほうで取り組んでいただいている例でございますが、iPodなどのリコールにつきましては、iPodを使うときに接続するiTunesというソフトウェア、これはパソコンにつないだときに、対象製品についてはポップアップが上がって、それをみてからでないと使えないようにプログラムを組んだというような例でございます。

あと、この一番右下のほうに「加湿器の回収にご協力ください」というふうに書いてあるのはTDKの加湿器でございますけれども、これは電力の検針票の裏側を使うというような新しい媒体を使っただけの周知でございます。

それから、私どもリコール情報の周知に向けて非常に重要だと思っておりますのは、義務があるのは製造・輸入事業者の方々でございますけれども、消費者との接点、一番消費者に近い流通事業者の方々のご協力を得ていくというのが非常に重要だというふうに考えております。この点につきまして、参考7-2-2に消費者委員会建議というのを付けさせていただいております。内閣府の消費者委員会におきましても、リコール情報を伝えていく上で販売事業者の方々のご協力を得ることが大事であるから、そこについて経済産業省で検討をするようにということで、この建議の2ページ目の下の2.でございますけれども、こういったところでご示唆もいただいております。私どもとして流通事業者との協力というものを進めておるところでございます。

具体的な例で申し上げますと、参考7-2-1という資料をごらんいただきたいと思っております。

これは私どもと流通事業者の団体の方々などと協力関係を結びまして、私どものほうから団体のほうに、リコール情報であるとか、あるいは注意喚起のリーフレット、こういった

たものを提供させていただいて、団体のほうから各加盟の会社のほうにその情報を流していただくということで、店頭でのPRであるとかそういうことにご協力をいただいていたたり、あるいはリコール情報そのものを買われた方に伝わるようにご協力をいただくというようなことをしているところでございます。

昨年の5月に家電量販店の方々との協力から始まりまして、その後、地域の家電の方々、ホームセンター、通信販売、福祉関係の用具を取り扱っている方々、ちょっと変わってきますけどアマゾン・ジャパンとの協力。それから、つい最近でございますけれども、日本リユース機構ともこういった協力体制を築かせていただいたところでございます。

それから、私どもがもう一つ今年取り組んだのは、参考7-3-1をごらんいただきたいと思っておりますけれども、流通事業者向けに製品安全に関するガイドというものを策定して、7月1日に公表をしております。これは安全原則と共通指針を示しているガイドでございますが、このガイドと同時に実務的な解説であるとか実際の取り組み事例、こういったものを記載したガイドの解説というのも公表しております。これは流通事業者の方々に共通的に考えていただきたいというようなことを掲げているものでございまして、これにつきましては、セミナーなどで周知をまさに現在行っているところでございます。今月も3カ所でセミナーを開催させていただきますけれども、流通事業者の方と一口にいいましても、販売形態も違いますし取り扱い製品もいろいろ違ったり、あるいは事業規模が違ったりということで、業態がいろいろと違うということを踏まえて、この安全原則、共通指針に基づきましてそれぞれの業態ごとに製品安全ガイドの個別指針というものを作成していただけるとありがたいなと考えております。私どももこの作成作業の支援を現在行っているところでございまして、右下にありますように、今年度につきましては中小家電、通信販売、ホームセンター、こういったところでの個別指針の作成にご尽力をいただいているところでございます。

資料7のほうに戻りまして、私どももう一つやっておりますのは、製品安全対策優良企業表彰制度というのがございまして、製造事業者、輸入事業者の方々だけではなくて、まさに消費者との接点になっていただける流通事業者の方も表彰をしております。毎年11月を製品安全週間ということにしてございまして、そこで表彰をまさに行ったばかりでございます。

もう一つ、リコール情報周知ということで欠かせないのは、消費者の方々の取り組みとか、消費者の方々にも意識をもっていただきたいということで、私どもとしては、資

料7に書いてございますように、プレス発表を通じてリコール情報の注意喚起をしたり、あるいは各種のメディア、政府広報などを利用しての発信を行ったり、N I T Eと連携しましてリコール製品の注意喚起チラシというのをつくって、これもホームページに掲載したりというようなことをやっております。

最近では、私どもがつくりますチラシであるとかポスターにQRコード、二次元のバーコードを掲載して、経済産業省の製品安全関係のホームページにつながりやすくするというようなこともやっております。それから、製品安全総点検週間でのイベント、あるいはこの期間以外でも全国でセミナーを開催して、リコール情報の周知というものを行っておるところでございます。それにつきましては、参考7-4のところにも少し詳しく書いてございます。

これが我々が今まで取り組んできたこととございますけれども、本日、まさに皆さん方からご意見をいろいろとちょうだいしたいなと思っているのが資料8のところとございまして、リコール情報の周知に向けて今後どういったことに取り組んでいったらいいであろうかということで、私どもとして考えておることを幾つかご紹介させていただいた上で、ご意見をいただきたいなというふうに考えております。

資料8の1. に書いてございますのは、今、これまでの資料で説明をさせていただいたところとございます。若干これに関して補足をしますと、2ページ目の一番下のところ、「消費者に対する取組」と書いてございますところですが、2つ目の段落以降、「しかしながら」以降のところとございますけれども、消費者委員会のほうで消費者にアンケート調査をとったところ、政府のリコール情報サイトのことを知っている—政府のリコール情報サイトというのは経済産業省もございますけれども、消費者庁であるとかN I T Eであるとか国民生活センターのほうでもこういった情報サイトというのはもっているわけとございますが、それを知っているというふうに答えた消費者は16.4%しかいなかったと。8割以上の方が、こういうサイトを知らないというふうに回答されているということでございます。

それともう一つ、リコール情報が届いたとしても、リコール情報が届いた後の対応として、消費者の方が事業者連絡して、返品、修理をしたというのが実は6割にとどまっているということで、情報を届けるにも課題があるし、その届けた情報を使っていただくことにも課題があるのではないかなというふうに考えております。

3ページ目の2. 以降、今後の対策ということで、経済産業省として、製造・輸入事業

者の方あるいは流通事業者、消費者の方々はどういうふうに取り組んでいこうかなど。この3方面から対策を講じていくというのが非常に重要だというふうに考えておりますけれども、具体的にどういうことをやっていこうかと書いたのがここの部分でございます。

まず最初、1)の「製造・輸入事業者に対する取組」でございますけれども、(1)で「協力事業者との連携による効果的なリコール対策の促進」とございますのは、製品の特性を踏まえまして効果的なリコール対策の促進を促していくということで、その際に、製造・輸入事業者の方々がほかの事業者と連携してリコール対策を進めていくということでございます。これは取り組み事例に書いてございますように、現在でも行っていただいておりますけれども、ガス事業者であるとか電気事業者、公益事業者の協力を得るであるとか、配達を行う運送業者と連携していくというようなことが考えられるのではないかと考えているところでございます。

それから、(2)でございますけれども、「高い広告効果が期待されるリコール対策の促進」でございます。従来もチラシとかポスターの配布とかということはやっておるわけでございますけれども、なかなか消費者の方に認知をしていただけないということで、より高い広告効果が期待されるような媒体というものを活用していく取り組みを促していくべきではないかと考えております。これは、先ほどご紹介したような検針票の裏という、比較的手にとりやすいようなものを使うといったようなことが考えられるのではないかと考えております。

(3)でございますけれども、「リコールの事前準備の促進」ということでございます。リコール、何か起きてから対策を行うだけではなくて、その前からリコールに対しての体制を整えていただくというのも大事ではないかと。1つは、リコール保険を活用して費用面での事前準備をしていただくであるとか、あるいはリコール対策の相談に乗る、あるいは請け負うような事業者というのがありますので、そういう、ある意味でなれた方々の活用というものを事業者の方に促していくということが考えられるのではないかと考えております。

一方、4月に追加対策をお願いしたところでございますけれども、フォローアップを現在やっておるところでございます。このフォローアップにつきましても、重大製品事故の発生状況であるとか危害のリスク、こういったものを勘案しながら、重点的にフォローアップすべきものについて集中的な指導を行っていきたいというふうに考えております。

これの一環でございますけれども、努力していただいてもなかなか進捗率が向上しない

というような製品につきましては、経済産業省、N I T E でリコール製品情報の広報というのは行っておりますけれども、こういったところでも優先的に取り扱っていきいたいなというふうに考えているところでございます。

1枚めくっていただきまして4ページ目、販売事業者に対する取り組みでございますけれども、販売事業者の方々にはぜひご協力を拡大していきいたいということでございます。

(1)でございますけれども、製造・輸入事業者から協力を求められた販売事業者の方々におかれましては、ぜひとも店頭POPへの掲載であるとか、チラシの配布、ポスター掲示とか、あるいはホームページへのリコール情報の掲示、こういったものにぜひとも協力をお願いしたいと考えております。②につきましては、これは事業者ごとにいろいろなやり方をされていると思いますが、ポイントカードあるいはPOSシステムで顧客情報と製品情報が結びついておられるような販売事業者の方々には、ぜひともこの情報を活用して、消費者にリコール情報を届けるというところのご協力をお願いしたいなというふうに考えております。

(2)でございますけれども、これは先ほどご紹介しましたいろいろな販売事業者、団体との間でのリコール協力の体制というものを拡大したいというふうに考えております。

(3)でございますが、販売事業者の方々に、ぜひとも自主的な取り組みということで、みずから率先的にこういったリコール情報の周知ということにご協力いただけないかなということで、先ほどご紹介した流通事業者向けの製品安全ガイド、こういったものを業界ごとにもう少しブレークダウンしたような形で、各業界で使いやすいようなガイドの作成というのを進めていただければなというふうに考えております。

これにつきましては、②に書いてございますように、販売事業者の方々の自主的な取り組みを促すという目的で、セミナーも開催をする予定にしております。

(4)でございますけれども、リコール情報、なかなかインターネットなどに容易にアクセスできない高齢者の方々に伝わりにくいのではないかとということがございまして、こういう高齢者の方々に、リコール製品あるいは長期使用製品のこともについてもぜひとも情報は届けたいなというふうに考えているわけでございます。これにつきましては、一部の地域では、既に地域の家電販売店の方と民生委員の方にタグを組んでいただいて、高齢者の方を訪問しているということをやられているというふうに聞いておりますけれども、今後、消費者庁とも連携して、こういったことの促進というものを考えていきいたいというふうに思っております。

次のページ、3)「消費者に対する取組」でございますけれども、こちらにつきましては、製品安全総点検週間あるいはそれ以外の機会をとらまえて、広報の徹底をしていきたいということでございます。

(2)については、最近、携帯端末というのは非常に便利になってきておりますので、ぜひともこういうところから容易にリコール情報がとれるようなサイトにアクセスしていただくことを考えて、QRコードの掲載というものをやっていきたいと考えています。

(3)でございますが、関係省庁との連携でございます。これは製品の特性ごとに、例えば高齢者の方々が入っているグループホームのようなところで使われているものであれば厚生労働省と協力をしていくとか、あるいは学校で事故が多発している場合には文科省と連携をしていく、消費者庁などとも連携しながら消費者教育を促進していくということをやっていくべきではないかというふうに考えております。

(4)のリコール情報の広報でございますけれども、現在、政府広報とか、あとNITEは月に1回、定期プレスをやっていただいておりますけれども、こういった広報活動をさらに促進したいというふうに考えております。

(5)は再掲でございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上でございます。

○宮村委員長　ありがとうございました。

本日は、消費者庁のほうから宗林課長さんがみえておりますので、消費者庁における消費者に対する取り組みについてご紹介していただければありがたいと思います。よろしくをお願いします。

○消費者庁宗林消費者安全課長　消費者庁消費者安全課でございます。

まず、今経済産業省のほうからご説明がありましたとおり、製品のリコール情報につきましては、連携をとりまして、情報をいただいたときには、私ども消費者行政の窓口、あるいは消費生活センターへの縦の連絡をしております。また、相談員さんが直接みられるようなツールがございますので、そこにも情報を掲載するというような形でさせていただいております。

あと、消費者庁は、消費生活用製品安全法に基づく重大事故情報の公表というものを担っておりますので、重大事故があるたびに公表をさせていただいております。先ほども参考7-1-1という資料の中に、「重大事故の発生頻度が高いリコール製品（上位10製品）」と書いてございましたけれども、このオレンジでくくっているものはリコール製品

でありますので、特記事項という形で前に出させていただきます、重大事故が発生するたびに回収率等々を把握しまして掲載をさせていただいているということで、週2回の公表をさせていただきます。

消費者庁は、製品に関してはそういったところがございますが、そのほか、例えば化粧品であるとか、今も頻繁に連絡が入ってきていますけれども、ほかの商品に関しまして、一般的にリコール情報の一元化サイトの運用を昨年24年5月から開始しております。例えば、いろいろな省庁のリコール情報を一元化するというような観点で出発しましたが、こちらのほうで、現在は新聞情報であるとか事故を起こしたというようなことがある場合に、事業者積極的に働きかけをしまして、事業者からもリコール情報であればとるというようなこともしますし、また自主回収にするべきではないかというものについては、事業者を呼びましてそういった働きかけをした上で、このリコールサイトの充実ということをしております。

昨年の開始から比べますとアクセス数も大変多くなっておりますし、先ほどご紹介ありました長崎の加湿器の事故がございましたときに、かなり古いリコールのものでございましたので、私たち消費者庁ができてから4年ちょっとということがございますが、過去のものにも遡及してといいますか、過去のものも含めてリコール情報の掲載を追加しているところがございます、リコール製品の掲載数も今どんどんふえているというような状態でございます。

ということで、このリコールサイトのメールマガジンの登録、あるいはリコールサイトの検索をなるべくしやすくということで、写真の掲載であるとか、あるいは文字列の検索であるとか、そういったものを日々改修しているということで、毎年度改修を行っております。このリコールサイトの周知、あるいは消費者へのリコールの周知ということで、消費者へ直接届けるところがなかなか難しいのでありますが、消費者月間等々もございまして、自治体向けにいろいろなポスター等をつくっております。例えば、自治体でも回覧板まで入れていただくとなりますと、数千部ぐらいこちらで印刷をしまして自治体に送り込むというような形にすると、やっとな回覧板にのるかなというようなことがございます。大変小さな町ですと、全部のお宅に配ってくださるところも一部ございますが、そういったようなことで、何十万部というような形でのポスターを作成して配布しているというような取り組みをさせていただいております。

なるべく消費者への直接の周知というようなことで取り組んでまいりたいと思っております。

で、これからも経済産業省とも連携をしまして、製品に関しましては、例えばグローバルトラストについても、もちろん縦の方向で消費者行政の部門にも流しておりますし、その他についても連携させていただきたいというふうに思っております。

また、来年度でございますが、先ほどの資料にもちょっと出てきておりますけれども、先駆的モデル事業ということで、特に高齢者にどうしたら伝わるのかというようなことに取り組みたいというふうに考えております。例えばケアマネジャーであるとか、民生委員であるとかというところまで伝わるようにというようなことで、5地域ぐらいをまずモデルプランとして立てまして、取り組みを展開していきたいというふうに考えているところでございまして、これは予算要求時点でございますが、26年度はそのようなことを考えております。

以上でございます。

○宮村委員長 ありがとうございます。

リコール情報の周知について、取り組み状況、今後の対応についてご説明をいただきました。

ご質問、ご意見ございましたら、遠慮なくお願いしたいと思います。

藤田さん、どうぞ。

○オブザーバー（藤田） ジャパン・リサイクル・アソシエーションの藤田です。リコールに対して、リユース業界の意見を4つほど述べさせていただきます。

まず1つ目には、リコールとは、消費生活用製品の事故の発生及び拡大の可能性を事業者は最小限にするために対応するというふうに定義されております。しかし、現場の意見からいいますと、我々には、メーカーがリコールを本気で取り組む姿勢が感じられておりません。ただリコール情報を出しておけばよいというものでもありません。リコール製品が何万台となれば、たくさんの経費がかかると思います。本気で回収、修理、交換などをやりたくないのではと疑問に感じております。死亡事故、人身事故、けがなどに及ばなければ、リコールは余り積極的に解決しようと考えていないのではないのでしょうか。

我々があるメーカーに協力を申し出ても、自社でやっておりますとそっけない返事があります。死亡事故が発生しているのに、何とメーカーのエゴなのかと感じております。また、リコール製品の通報を行っても、1カ月近く放置されるような状態であります。3回電話をしてやっと取りに来るような状況であり、理由を聞くと、人がいないということであります。何人でやっているのかと聞くと、答えられない始末です。時間を延ばして自然

消滅を待つようなことではいけないと思います。そして、もっとリコールをアピールしなければならぬ製品があり、同じ機種で同じ箇所が毎度壊れている製品がたくさんあります。このようなことは、メーカーが全国の修理担当者から情報が上がってきているはずなので、素早く善処していただきたくお願いいたします。

けが人や死亡事故が発生しないと対応しないのかと疑ってしまうような現状です。一概にはいえませんが、リコールとなる基準などはもっと明確にさせていただきたく思います。

2番目に、消費者にどのようにリコール製品をお知らせするのかということでもあります。テレビ、新聞等も当然ながら、もっとできることを全てやらなければなりません。人の命がかかっているわけですから、全国の電気用品販売店、リユース販売店に対して、チラシ、カタログをつくって店頭へ張り出していただくことでもあります。メーカーは、販売促進のためならば立派なカタログをつくるわけですから、人身事故にかかわるリコールのときは、同じように消費者にわかりやすく、現物写真とメーカー名、型式、不具合などを解説しなければいけないと思います。それで1件でも事故が未然に防げればよいというふうに考えます。

3番目に、年式と型式の表示であります。長期使用製品安全表示制度対象5品目だけではなく、家電製品全般に反映させていただきたい。このことは前から何回も話しておりますが、徹底しておりません。また、対象5品目でさえ、エアコンなど室内機に年式等が表示されていないものがあります。また、表示していても非常に小さく、みづらくなっております。まず、消費者のために製造年数の提示はなくてはならないことでもあります。製造年月は全ての基準になります。まず、自分の使っている製品が何年に買って、何年使っているのかということが、製品安全の面からも経年劣化の観点からも消費者に認識していただくことでもあります。また、リコールなどが起こった場合に、型式等がすぐにわかる場所に表示していただく必要があります。メーカーとしては、デザインの観点からは問題があるかもしれませんが、リコールのことを考えれば、消費者のために製品の前面のみやすいところに表示するべきではないでしょうか。そして、ついには販売店が年式遅れを消費者に伝えず販売していることでもあります。前年度の売れ残り製品は、1年前、2年前の製造であることをいわなければなりません。それをただ新品として販売するのは、少し問題があるといわざるを得ません。

4番目、その製品をリユースするときは、年式によりリユース業者が査定金額を決めま

す。よって、消費者は不利益をこうむります。このような不正が起こらないためにも、消費者が一目みてみやすいところに製造年数と型式を表示することを要望いたします。

まとめとして、1番目、リコール基準の明確化とメーカーによる基準の厳守。2番目、メーカーによるリコール製品の広報活動と全ての販売店への協力要請及び広報活動の実施。3番目、メーカーによる家電製品の製造年月表示及び型式表示の徹底。4番目、上記項目の監督官庁による指導監督をお願い申し上げます。

それともう一つ、ちょっと後先になってしまうのですが、来年26年の1月からの施行の省令なのですが、8ページ目のところに「設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがある旨」というふうに書かれているのですが、私たちが現場で、最近、不思議だなと思うところがあります。これは、大体今洗濯機の前に張りつけてくれているのですが、7年というふうに書かれております。消費者は、私たち全員が、7年でそういう危険なことが起こるのかという非常に強い疑問があります。7年だったら買いかえていくということなのかなと疑問もあります。ですから、この年数を決められるときには、今までの事故例とか非常に慎重なことを検討されて年数を決めていただきたい、設計上のものをつくっていただきたいというふうに思います。最近では、輸入業者の中で、暖房器具が3年というふうに書かれているところもあります。余りにも短いねと。短ければ短い方がいいのかというふうな考え方もあると思いますので、その辺は慎重に年数を記入していただければというふうに考えております。

以上です。

○宮村委員長　　どうも貴重なご意見ありがとうございました。今後に反映させていただきますと思います。

では、郷原先生。

○郷原委員　　回収率を高めていくことはもちろん重要だと思うのですが、それ以上に重要なことは、全体として事故をどう防いでいくのか、重大な事故をどう防いでいくのか、どこにどういうリスクがあるのかということの把握だと思うのです。同じ未回収の機器でも、それがどういう危険、どういう事故を及ぼす可能性があるかということによって、回収の必要性というのは全然違ってくると思うのです。先ほどもいいました例えばパロマの湯沸器、いまだに回収が続いていますけれども、あれは修理業者の不正改造と消費者側の使用方法が重なって起きる事故です。今は放置されているようなものがたまにみつかるだけですけれども、ほとんど危険性はゼロだと思います。しかし、回収はまだ続いています。

TDKの加湿器も、5年以上事故は起きていなかった。だから、そろそろ回収の必要がなくなるのではないかと思われていたということなのですが、しかし、こういう今回のグループホームでの火災のような、さまざまな条件が重なると事故が起きるのです。

ですから、このリコール対象品は、どういう条件が重なったら事故が起きるのかということをおある程度想定していかないといけないのではないかと。それに対する対策として考えられるのは、今、周知のほうばかり考えられているようですが、消費者がそれを認識したからといって、果たしてすぐ動くでしょうか。その動きというのはなかなか期待できないとすれば、積極的に探してみつけるということしかないと思うのです。

5ページに関係省庁との連携というのが書いてあるのですが、これも基本的には、単なる周知のために関係省庁に協力してもらおうというだけですね。例えばグループホームの火災を考えたときには、スプリンクラーの問題とか、火災警報器の問題とか、消防法上の問題もあるわけです。ですから消防庁と連携をして、そういう消防法上の問題についての立入検査の際に、危険な製品が残っていないかどうかということをお徹底して探してもらうことも必要だと思いますし、これから高齢化社会ということになると、こういった高齢者が住んでいるところの危険というのは非常に大きくなると思いますから、厚労省との連携を考えるのであれば、厚労省の社会福祉法人を所管しているところで、毎年のいろいろな監督の中で、危険なものを使っていないかということをお確かめてもらおうというようにリスクに対する実質的な対応を行っていく必要があるのではないかと思います。

○宮村委員長　連携が重要だということですが、何かございますか。

○岡部製品安全課長　関係省庁との連携というのは必ずしも周知だけではなくて、まだこれは今交渉中の話ではありますけれども、厚労省との協力の中には、施設の中を探してもらうということも含めてお願いをしているところでございます。

○宮村委員長　複合すると大きな事故になる場合もありますので、そういうシナリオをもって臨んでいただけるといいと思います。

では、水流先生どうぞ。

○水流委員　今おっしゃられている各省庁との連携の一つの考え方なのですが、各個人に委ねたのでは、どうも発見後の回収まで至るとするのは非常に難しいと。プライベートに委ねると。そうすると、可能なところからやるしかないと思うのですが、厚労省関係であれば病院とか一病院は、病院の中の安全ということで医療機器のほうにしか目がないのですが、実は病院の中にはいろいろな家庭生活機器が入り込んでいるわけで、それ

を探す担当者というのを指定するようなことはできるはずなのですね。

そういう面とか、サービスつき高齢者住宅が今むちゃくちゃ増えておりますので、それに関しては、年に1度そういうチェックを図るであるとか、みつかったときのその後の動きというもの、プロセスを規定してしまっ、それをやっていただく。なければ、そこでなかったという報告をしていただく。

あと、一番難しいのは各家庭だと思っておりますけれども、厚生労働省関係でいくと、自宅の中まで入り込んでいくというタイプのサービスの中に、往診とか一今は往診のかわりに訪問看護というのがあるので、そういったところで第三者がそれを監視するというところについては、できるところをやっていくということで働きかけていくというのは、向こうにとっても一それは方法がわからなかったというのもあると思いますので、標準的な方法をこちらでつくり込んで、渡せばできるようにするというのが大事な点と。

あと、文科省の件なのですが、私は国民の認識というか、製品安全に対する感度を高めるということをそろそろやらなきゃいけないのではないかと考えていて、日本の場合、非常に安全です。安全な製品が出回っているの、国民のほうの安全に対する感度が落ちている気がするのですね。だとすると、どうやったらいいかというときに、交通安全が非常にいいモデルになると思うのですが、自動車も普及してきたときに、小学校の中で交通安全に関する教育プログラムを、ほぼ全国で同じようなことをやったわけですね。それをやり続けていくことによって、小学校のときに、自分はこういったマナーで交通安全に取り組まないといけないかという社会的責任そのものを本人が学ぶ。その次は、自分が自動車免許をとるときに、今度は自分が加害者になるほうですから、そこで学ぶという形で、2段階方式の安全教育になっていると思うのです。

例えばなのですが、モデル事業的に1個やってみてはどうかと思っているのは、小学校のおおよそ4、5、6年ぐらいの子供たちに対して教育したものは、大人になっても覚えていることが多いのですよね。そうすると、5年生か6年生ぐらいのときに1回、家庭内の製品チェックみたいなプログラムを学校の授業の中で1コマだけ、交通安全と同じようにやってもらう。チェックシート等の標準プロセスを全部設計しておいて、自分の家庭について、一度全部、製品というものをチェックする。その後、今の子供たちは学校に全てIT機器がありますので、そこから入力をするというような形。入力すると、それがリコールの製品の対象になっているかどうかということがわかるとか、そういう一連の教育プログラムとして実施することと、小学生ですので、夏休みの宿題、演習課題みたいな形

で、自分のおじいちゃん、おばあちゃんの家を訪問して、その製品をチェックするというような具体的なアクションですね。その後、発見した場合にどうするかというのは、一応可視化されたプロセスがあって、そこまでいかないということは多いと思うのですけれども、そういった標準プログラムみたいなものをつくってしまって、いかがでしょうかというようなことを文科省と経産省のほうでやってみてはいかがかなという提案です。

○宮村委員長　非常に貴重な提案ですが、いかがですか。

○岡部製品安全課長　ありがとうございます。消費者庁などとも相談してみたいと思います。

○宮村委員長　いろいろリスクも家庭の構造によって変わってくるということですね。そういう情報をうまく利用してリスクを低減していただくといいのではないかと思います。では、小野委員。

○小野委員　質問になります。本日ご説明いただきましたポイントカード等の顧客情報を活用した取り組み、あるいはリフォームの事業者、製品の修理をされている事業者、乳幼児や介護福祉施設等への周知の取り組みはとてもすばらしい取り組みだと思います。実際に消費者との接点のあるさまざまな企業や団体からのアプローチというのは、非常に有効だと思います。

しかしその一方で、法人が購入している備品などの製品についてはどのような取り組みになっているのかお聞きをしたいと思います。と申しますのは、法人がもっている備品というのは、購入する部門と使用する部門が違っていたり、組織の変更で引っ越しを繰り返しているうちに保管管理責任が曖昧になる場合もあります。特に購入された備品が10万円未満ですと損金として処理することが多くなりますので、帳簿上での管理も難しいと考えております。

最近では、さまざまに業務をアウトソーシングする企業がふえてきたり、SOHOのような小規模なオフィスもふえております。管轄するオフィスも1カ所でなくさまざまとなっておりますので、少々気になりました。もし検討の余地があるようでしたら、法人向けに販売されている事業者とか、あるいは流通事業者向けの対策の一つとして加えていただけたらと考えております。

以上です。

○宮村委員長　いかがでしょうか。

○岡部製品安全課長　消費生活用製品といいながら実際にはオフィスでも使われている

というもの、たくさんあるかと思えます。これまで、法人に特化したというか、法人に使われているという想定のもとでの施策というものは手薄だったかと思えますので、その辺もちょっと考えてみたいと思えます。

○宮村委員長　ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

では、北原さん。

○オブザーバー（北原）　電機商組合であります。私どもの組合員は、全国にほぼ2万の会員がおりますけれども、どうも今経産省の資料からみても、地域店の存在が薄い。量販店ばかりが言葉に出てくる。これでは困ると思えますね。今、高齢者宅の問題も出ておりますけれども、私は今日、自慢話でなくて、皆さんにご披露しておきたい。

一昨年から、私ども全国電機商組合が提唱しまして、3年目でありますけど、やっと今年、46都道府県全部で足並みがそろいましたけれども、9月を高齢者の安全点検の月と。私どもは電機商でありますので、電機製品に限った安全点検をするわけですが、3年たってやっと幾らか地についたかなという感じがするのですが、実は地域によっては、県へお願ひをし、また各自治体にお願ひして、自治体の皆さんと一緒に回ってもら。安全点検で高齢者のところと一緒に回ってもら。または、民生委員の皆さんと一緒に回ってもら。こういうことをして、今年は家電流通協6メーカーでありますけれども、6メーカーからリコール品の一覧表をいただいて、巡回するときに、そういう特殊なものがないかどうか質問をしたり、アンケート形態でとったりする。また、高齢者のところが、蛍光灯など照明器具が古くなってほこりがかぶってれば、地区によっては、お掃除もして回っているわけでありませう。数の点で量販とかそういうところが多く出てきますけれども、私ども地域店は、地元のお客さんのきずなが大事でありますので、そんなことがある面では商売につながるのではないかということで、行政がいま一つ前に出ないところもありますけれども、先ほどどなたかのご意見もありましたけれども、行政にいま少しそういうことを応援してもらえば、高齢者のリコール品の探しにもなるし、同時に安全な製品の使い方ということでは十分にPRができると思えますけど、残念ながら行政がついてきてない。実態はついてこない。面倒くさいことはいいなと。

いま一つは、業者の商売のお手伝いになるようなことはだめだというようなこともあるわけでありませうので、リコールということも一つでありますけれども、もっと安全に使っていくためのものを本気になって、もしこの委員会ができることでしたら、先ほど消防庁という話もありましたけれども、行政の皆さんが挙げてそういうことに取り組んでいく。

特に高齢者のところにあるものは、パナソニックの前のF Fなどでもそうですけども、倉庫の中であって、全く使っていないけれども、何かあったら使おうと思っていたというようなのがありますので、そんなようなことも含めて、本当に行政挙げてお力をいただきたい。特に私ども、今年は経産省からお手伝いいただいて、パンフレットもつくっていただきました。そんなことで徹底をしております。

実は、3日が大阪、名古屋が4日、この11日に東京で販売事業者向けのセミナーが開かれておるわけです。おととい大阪へ行ってまいりましたけれども、実際には250名の会場を用意し、多く呼びかけられたと思いますけれども、集まったのは、私の勘定したところでは50数名、60名弱の人しか集まっていないわけです。せっかくこういういい企画をしているのに、集める徹底—私どもも含めて電機屋のおやじというのは、やはり地域でそういうことをやっていきますので、もっと出なきゃいけないねということを私は痛感して帰ってきたわけで、人さまに文句をいう前に、自分たちの組織をいまして、こういうものに参加しなきゃいけないなという気概で帰ってきましたけれども、せっかくいい機会をつくっても一部の人しか出てこない。もっと徹底したやり方を考えていけば、こうしたリコール対策とか安全対策ということに有効になってくると思います。

私は電機商の責任者ではありますがけれども、ややもすると電機業界は量販店が主体で、地域店はどこか隅のほうに追いやられています。都会は知りませんが、田舎へ行けば地域店の存在というのは非常に必要なものであるし、いましてこれから電気製品の安全ということについては何か修理のルールをつくっていただいて、それなりの修理者がちゃんと料金をいただけるような形にしたり、また消費者の皆さんも安心して頼めるようなことを、資格問題も含めてこういうところで検討してもらえれば、私はリコールを含めた安全ということに役立ってくると思います。ややもすれば、私どもの業界は販売量が小さいということで袖にされている感じがします。袖にされてもいいのですけれども、本当の意味で高齢者宅の安全というのにもっともっと関心をもってもらうことをご提言させていただきます。ありがとうございました。

○宮村委員長　地域性も考えて取り組みを進めるということですので、今後ともご協力よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大河内さん。

○大河内委員　時間がないので感想みたいなものなのですけれども、私は、製品安全に関する今の流れは大変歓迎したいと思っています。つくって売るだけではだめなんだとい

うことに、皆さん共通の認識ができてきたのではないかと思っているのですけれど。いままでは、私たち消費者も買っただけではだめで使い方やリコールへの態度を問われているわけですが、ここは大変時間のかかる場所ですから、アイデアが出尽くしたと考えずに、知恵を集めてやっていければなと思っています。

○宮村委員長 地道に継続的にやっていきたいと思いますが、それでは、伊藤さん、申しわけありませんけど簡単にお願いできますか。

○オブザーバー（伊藤） 質問でもさしたる具体的な提言でもなくて、実行できるかどうかかわからないのですが、歴史を翻ってみて、もちろん製品安全課長の手元だけの問題ではないと思いますが、かつて日本では、半世紀以上前になるのですが、これは実際にやっていたことです。通商産業省の管理で工業品検査所というものがございまして、日本から輸出する製品を、輸出に適するかどうかということを事前に工業品検査所で検査する時代がありました。もう半世紀以上前で、私がまだ20代のころですから古い話ですけど、今日の話はほとんどが、問題が起こったことに対する対応策。回収もそうなら公表するのも全部対応策ですね。経済全般にわたることではなくて人命にかかわるような工業製品ということになると、非常に間口が狭くなります。ですから、そういうものに限定してでも、水際で国内と海外を分けて、私は全中貿、輸入事業者の代表でございますので、画一的にはなしに、ここで余り発言するのは一近くの国の製品は輸入をしません、食品などになると非常に広範になって難しい。工業製品に関係しますと、命にかかわるやつは水際でせきとめて、国内でそれ以後一切基本的には問題が起こらないような措置をすることは、最初は少し組織とかお金がかかっても、人命という点からいったら、役所がするに値することであるかもしれません。

今申し上げた工業品検査所というのは、本当にあった。古い役人の人は知っているでしょう。輸出する前にそこへもって行って、国が決めた基準に適合するかどうか検査を受けて、合格したら検査合格証というラベルを受けて、その後初めて輸出ができる、通関ができるのです。その逆に水際で、特定の国で私はいいいと思います。人間でも今、入国係官はみんな査証とか何かでちゃんとやっているわけですから、そういうことを考えられるのも一つの、今の岡部製品安全課長は実感がわかないと思いますが、そういうことが事実この国にあったと。それは特に自動車産業に厳しかったです。私は当時20代中ごろで、検査の係をやっていましたから、持ち込んでアウトになって、またやり直して、合格するまでやって、品質が上がったら初めて輸出が許された。その逆を輸入前に水際でするとい

とは一つの考え方で、対応策以前の問題で、一考に値するだろうと思います。参考までに、歴史をひもといて一言申し上げました。

○宮村委員長　　ありがとうございました。

それでは、時間も押し迫っておりますので、今回いろいろ議論したことにつきましては、改めて進捗状況をご報告させていただきたいと思いますので、次の最後の議題のほうに移らせていただきます。

3. 製品安全政策の取組状況について

○宮村委員長　　議題3 製品安全対策の取り組み状況について、1つ目、平成24年度の報告、2つ目がインターネット上の違反品に対する対応について、あわせて事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○岡部製品安全課長　　時間も余りございませんので、簡単にご説明したいと思います。資料9で24年度の製品安全関係の情報をご報告させていただきますけれども、6ページ、7ページをごらんいただきたいと思います。重大製品事故、24年度1,077件と、ほぼ横ばいで推移をしてきております。相変わらず火災が4分の3を占めているというところでございます。

それから、11ページをごらんいただきますと、生産国別の事故の状況をみると、国産で6割、外国産で4割ですけれども、中国製の製品で約3割の事故が起きているというところでございます。

あと、14ページ以降で、今回初めてこういう分析をしてみたというものでございますけれども、重大製品事故が多発している製品ごとに、製品起因だったのかそれ以外の要因だったのか。重大製品事故として報告される中身は、必ずしも製品が原因で起こったものだけではなくて、後からよく調べるとそれ以外だったというところもございます。これをみますと、例えばエアコンであれば、約3割が製品事故であって、半分以上は非製品起因であったというものでございますし、ずっとページをめくっていただきまして、例えば24ページでございますが、ガスコンロにつきましては、これはガスコンロ自身の製品としての対策が進んだということもあると考えておりますが、製品起因は実は2%で、4分の3は誤使用とか不注意であったとか、こういったような分析もしております。これはお時間あったときにごらんいただければと思います。

資料10でございますけれども、我々が取り組んでいる施策を1つご紹介したいと思いますが、技術基準に違反しているような製品が最近インターネットのオークションサイト、

ショッピングサイトで出回ってくるのが目につくようになっております。オークションサイトで売られているものについては、連絡先とかがはっきり書いてないものもございます。こういうものにつきましては、オークションサイトの運営事業者の方と協力をしまして、彼らの協力を得て連絡をつける、あるいはそれでも無視をしているような場合、対応をとらない場合については、このサイトからの出品停止、アカウントの削除というものを行っていただいている、こういったようなこともやっております。

簡単でございますけど、以上でございます。

○宮村委員長　　ありがとうございます。

今のご説明について、後で事務局のほうへ連絡していただいても結構ですが、ご意見、ご質疑、この場でぜひ発言しておきたいということがありましたら、時間の都合もありますけど、手を挙げていただきたいと思います、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、青山委員。

○青山委員　　時間がないので1点だけ。リコールだとわかっていながら消費者が使い続けるという場合も結構あります。製品事故が発生したときに原因究明すると、リコール品だったということがあります。これは今、消費者教育推進法ができております。そういう中で、文科省と連携して消費者教育を徹底するというのもあわせてやっていただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○宮村委員長　　ご意見ありがとうございます。

それでは、今日は非常に貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございます。

4. その他

○宮村委員長　　それでは、最後に、事務局のほうより事務連絡をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○岡部製品安全課長　　本日の議事録に關しましては、先ほど公開ということでお話しをしておりますけれども、事務局で議事録を作成した上で、後日、委員の皆様方にご確認いただく予定ですので、その際はよろしくお願ひいたします。

○宮村委員長　　ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第1回の製品安全小委員会を終了いたしたいと思ひます。本日は、お忙しいところを長時間、また熱心に議論をいただきましてありがとうございます。

した。

——了——